

## (改正後全文)

### 松野町高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用 補助金実施要綱

#### (目的)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症感染による重症患者発生リスクが高い町内に所在する高齢者福祉施設及び障がい福祉施設等（事業所を含む。以下「施設等」という。）が、感染拡大防止に必要な抗原検査キット（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく承認を受け、「体外診断用医薬品」と表示された抗原検査キットに限る。以下「抗原検査キット」という。）を用いた自主検査を施設等の職員及び利用者等を対象に行うための経費を補助することにより、施設等の負担を軽減し、もって利用者への安全なサービス提供の確保に資することを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、松野町（以下、「町」という。）とする。

#### (補助対象者)

第3条 本事業による補助を受けることのできる者は、次のいずれかに該当する職員及び利用者等（職員においては採用予定者、障がい福祉サービス及び高齢者施設並びに介護保険サービスにおいては新規利用者及び利用中の者を含む。）に対し、抗原検査キットを用いた自主検査を行った施設等を運営する法人等とする。

#### (事業内容)

第4条 町は、予算の範囲内で、施設等が職員及び利用者等に行った自主検査に要した費用を補助するものとする。ただし、自主検査に要した費用に対し、他の補助金等を受けた場合は、本事業における補助の対象とはしない。

#### (補助額)

第5条 補助額は、令和7年3月31日までにを行った自主検査において使用した抗原検査キットに係る購入費用の実費とする。

2 自主検査1件当たりの補助額の上限は、500円とする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の松野町高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金実施要綱の規定は、令和4年8月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。